

はらみちを美術館外２施設（非公募）に係る指定管理者の候補者の選定について

はらみちを美術館外２施設の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

- １ 施設の名称 はらみちを美術館，君田地域農産物等活用型交流促進施設，
君田林産物等展示販売施設

２ 審査の概要と結果

(1) 審査方法

三次市指定管理者選考委員会において，指定管理者候補の選定を行いました。

審査は書類審査及び施設所管課のヒアリング後，評価基準に基づいて指定管理者候補者として適当か否か，審査を行いました。

(2) 評価基準

審査における主な評価項目は次のとおりです。

評 価 項 目
① 管理運営の基本方針と実績 団体の理念・運営方針や，施設の設置目的と事業内容の整合性，管理実績や環境保護，地域貢献への姿勢等について審査します。
② 管理運営計画 公平な施設運営や利用者サービスの向上，利用促進への取組，施設維持管理水準の妥当性，防犯・防災等について審査します。
③ 組織体制・財政基盤 適切な収支計画の策定や財務内容，必要な人員の確保，適切な職員配置と研修計画等について審査します。
④ 経費的な効果 指定管理料提案額が，経費の縮減を図れるものとなっているかについて審査します。

(3) 審査結果

はらみちを美術館外２施設の指定管理者の候補者について，申請のあった団体とすることは承認した。

なお，個別施設の所見については，別紙審査表に記す。

- ３ 指定期間 令和６年１０月１日から令和１２年３月３１日

４ 選考委員会

- (1) 開催日 令和６年７月２４日（水）
(2) 開催場所 三次市役所本館６階６０５会議室
(3) 出席者 選考委員７人（うち学識経験者２人）